

## 特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会（以下「法人」という。）定款第18条第1項の規定に基づき、法人役員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

### (役員)

第2条 この規程で定める役員とは、法人の理事及び監事とする。

### (報酬)

第3条 役員の報酬については、総会の承認を得て、予算の範囲内において支給することができる。

### (委任)

第4条 この規程に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成25年11月23日から施行する。

# 特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会就業規則

## 第1章 総 则

### 第1条（目的）

この規程は特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会（以下協会という）職員の服務規律、労働条件を定めたものである。

## 第2章 採 用

### 第2条（採用）

1. 職員は採用の際、以下の書類を提出しなければならない。

- ①履歴書
- ②特定個人情報
- ③その他、協会が指示したもの

2. 協会は職員を採用する場合、労働契約書を作成する。

3. 提出された書類は、人事労務管理の目的でのみ使用する。

### 第3条（雇用契約）

1. 協会は職員を採用する場合、3年以内の期間を個別に定めて労働契約を締結する。

2. さらに雇用契約を延長する必要がある場合は、個別に契約を更新する。

## 第3章 就業時間、休憩時間、休日および休暇

### 第4条（就業時間および休憩）

1. 職員の就業時間は1日8時間以内、週20時間未満とし、始業終業時刻については勤務予定表に定める。

2. 勤務時間が6時間を超える場合は、45分間の休憩を与える。

休憩時間は12:00～12:45とする。

### 第5条（休 日）

1. 休日は個別に定めた労働契約書による。

### 第6条（時間外および休日勤務）

協会は、1日8時間を超える労働及び第5条で定める法定休日に労働させないものとする。

### 第7条（年次有給休暇）

1. 所定労働日の8割以上を出勤した者に対して、勤続年数および所定労働日数に応じ、以下の表に掲げる年次有給休暇を付与する。

- ①週所定労働日数が5日以上の者

## 第10条（服装・身だしなみ）

服装・身だしなみは清潔さ、さわやかさ、働きやすさを基本とし、華美なものおよび異常極端にわたるものは避けなければならない。

## 第11条（離席・私用外出）

1. 勤務時間中は、常に所在を明確にし、職場を離れるときは上司または同僚に行き先、用件、所用時間等を連絡しなければならない。
2. 勤務時間中の私用外出は原則として認めない。やむを得ず私用外出するときは、行き先、用件、所用時間等の必要事項を申し出、上司の許可を得なければならない。

## 第12条（遅刻、早退、休暇、欠勤の手続き）

遅刻、早退、休暇、欠勤の場合は、上司を通じて協会に届け出なければならない。ただし、特別の事情がある場合には、事後の届出を認める。

# 第5章 解雇および退職

## 第13条（解雇）

職員が、以下の各号の一に該当するときは解雇する。

- ①精神または身体に障がいを生じ、もしくは虚弱、疾病のため業務に耐えられないとき。
- ②出勤常ならず改善の見込みのないとき。
- ③業務上の指示命令に従わないとき。
- ④協会の許可を得ないで、他の会社に雇用され、あるいは、自己営業を行い、協会が不都合と認めたとき。
- ⑤協会の運営上の理由にて継続雇用の必要を認めなくなったとき。
- ⑥その他各号に準ずる理由があったとき。

## 第14条（解雇予告、予告手当）

1. 協会は前条による場合、30日前に予告するか、または30日分の平均賃金（解雇予約手当）を支払って解雇することができる。
2. 予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合はその日数を短縮する。

## 第15条（退職）

職員が以下の各号の一に該当するときは、退職とする。

- ①死亡したとき。
- ②契約期間が満了したとき。
- ③退職申し出が承認されたとき。
- ④第13条の規定により解雇されたとき。

## 第16条（退職手続）

職員が自己の都合により退職しようとするときは、少なくとも30日前までに所属責任者を経て協会

## 第26条（災害補償）

職員が業務上負傷し、疾病にかかった場合は、労働基準法によるほか、労働者災害補償保険法の定めるところにより補償する。

## 第10章　　社会保険の加入

### 第27条（社会保険の加入）

協会は、職員について、労働保険、社会保険など、常態として法令に定められた基準に達したときは加入の手続をとる。

#### 附 則

この規則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は平成 26 年 5 月 21 日から施行する。

#### 附 則

この規則は平成 28 年 2 月 20 日から施行する。